

挨拶

平成27年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、SDGsでは、17のゴール及び169のターゲットが定められており、人権分野は、17のゴールの多くに関連しています。

この「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人一人が人権について正しい認識をもち、それらの認識が日常生活の中での態度や行動に確実に根付くようになることが大切であり、人権教育の重要性はますます高まっています。

埼玉県教育委員会では、埼玉県教育振興基本計画の施策に「人権を尊重した教育の推進」を位置付け、人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解促進、人権感覚の育成などに取り組んでいます。

この「埼玉県人権教育実施方針」は、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培うため、各実施主体が取り組むべき人権教育の施策の方向性を示す内容となっています。このたび、人権に関する県民の意識や社会情勢の変化等を踏まえ、実施方針の第2次改定を行うこととしました。

学校等におかれましては、人権尊重の精神に立った学校づくりや学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進に、本実施方針を活用してくださるようお願いいたします。また、市町村教育委員会におかれましては、本実施方針を参考にして、地域の実態に応じた人権教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、本実施方針の改定に当たり貴重な御意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

埼玉県教育委員会教育長

高田直芳